

別表第10 深夜騒音に係る規制基準（第26条関係）

区域の区分 時間の区分	許 容 限 度 （単位 デシベル）	
	午後10時から翌日午前6時まで	午前6時から午前8時まで
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、風致地区（第3種区域に該当する区域を除く。）及び歴史的風土保存区域	40	45
第2種区域 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（これらの地域のうち第1種区域に該当する区域を除く。）並びにその他の区域	45	50
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50	60

備考

- 1 祭礼、盆踊り等地域の慣習的行事の際は、この表は適用しない。
- 2 「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」とは、都市計画法第2章の規定による都市計画において定められている地域をいう。
- 3 「その他の区域」とは、前号に定める地域、風致地区、歴史的風土保存区域並びに都市計画法第2章の規定による都市計画において定められている工業地域及び工業専用地域以外の区域をいう。
- 4 別表第7の1の備考第2号から第4号までの規定は、この表についても適用する。
- 5 測定場所は、敷地境界線上とする。